

# 「大阪府子どもを性犯罪から守る条例の改正案」の概要

## 1 条例の概要について

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とし、平成24年10月1日施行され運用しているところです。

本条例では、第12条において、18歳未満の子どもに対し第2条第2号で規定する「性犯罪」を犯し、その罪に係る刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものに対し、当該住所を定めた日から14日以内に住所等の届出義務を課しています。また、第13条の規定により、その届出について内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っています。

### 《届出事項》

氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日

#### ☆住所の届出に係る「性犯罪」

- ・強制わいせつ罪（未遂を含む）
- ・強姦罪（未遂を含む）
- ・準強制わいせつ罪、準強姦罪（未遂を含む）
- ・集団強姦等罪（未遂を含む）
- ・強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪、集団強姦等致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、準強姦致死傷罪
- ・強盗強姦罪、強盗強姦致死罪（未遂を含む）
- ・営利目的等略取及び誘拐のうちわいせつ目的のもの（未遂を含む）
- ・常習強盗強姦罪（未遂を含む）
- ・児童ポルノの製造罪

## 2 改正の内容について

平成29年7月13日、性犯罪厳罰化のため、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じました。刑法の一部を改正する法律では、監護者わいせつ及び監護者性交等罪を新設するなどの改正がありました。

本条例に係る刑法改正の主な点は、次のとおりです。

- ① 18歳未満の児童に対し、父母などの監護者がその影響力に乗じてわいせつな行為や性交等をした場合の罰則を新設（監護者わいせつ及び監護者性交等罪）

② 強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交（性交等）に改め、その名称を「強制性交等罪」に変更



- (1) 住所等の届出義務に係る対象の罪名として、監護者わいせつ及び監護者性交等罪を追加します。
- (2) 刑法の一部を改正する法律による廃止前の集団強姦等罪を犯し、刑期の満了の日から5年を経過しない者で条例改正後に府の区域内に住所を定めたものは、条例改正後も引き続き届出義務を課すこととします。

◎住所の届出を要する条例第2条第2号に規定する「性犯罪」

現行	改正後
・強制わいせつ罪（未遂を含む）	・強制わいせつ（未遂を含む）
・強姦罪（未遂を含む）	・強制性交等罪（未遂を含む）
・準強制わいせつ罪、準強姦罪 （未遂を含む）	・準強制わいせつ罪、準強制性交等罪 （未遂を含む）
・集団強姦等罪（未遂を含む） （新設）	（削除）
・強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪、 集団強姦致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、 準強姦致死傷罪	・強制わいせつ致死傷罪、強制性交等致死傷罪、 監護者わいせつ及び監護者性交等致死傷罪、 準強制わいせつ致死傷罪、準強制性交等致死傷罪
・強盗強姦罪、強盗強姦致死罪 （未遂を含む）	・強盗・強制性交等罪、強盗・強制性交等致死罪 （未遂を含む）
・営利目的等略取及び誘拐のうちわいせつ目的のもの（未遂を含む）	・営利目的等略取及び誘拐のうちわいせつ目的のもの（未遂を含む）
・常習強盗強姦罪（未遂を含む）	・常習強盗・強制性交等罪（未遂を含む）
・児童ポルノの製造	・児童ポルノの製造

### 3 施行日について

この条例は、公布の日から施行します。